3　特殊関係株主等である連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十八条の九十六の二を削る。

第六十八条の九十八第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「であるもの」の下に「（当該連結事業年度終了の時において同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加える。

第六十八条の百二第二項中「を当該連結親法人又は」を「を当該連結親法人若しくは」に改め、同条第三項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、「分割承継法人等（」を削り、「被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「被現物分配法人」に改め、同条第四項中「第七項」を「第七項第二号」に改め、同条第五項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度におけるその」に改め、同項第三号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の百二第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第七項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）」を「又は適格現物出資」に、「適格合併等の」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資の」に、「適格合併等に」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資に」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第八項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十一項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同条第十二項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第四号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第十五項中「適格合併等により」を「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により」に、「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十八項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十九項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第六十八条の百二の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百四第一項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「第八十一条の四第三項」を「第八十一条の四第四項」に改める。

第六十八条の百九の二第一項中「第六十一条の二第二項」の下に「及び第十六項」を加え、同条第二項中「分割法人の株主等に」を「法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として」に、「法人税法」を「同法」に改め、「（当該株主等に対する同条第四項に規定する剰余金の配当等として交付された同項に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、「除く。」と」の下に「、同条第十六項中「及び第四項」とあるのは「、第四項」と、「金銭等不交付分割型分割」とあるのは「金銭等不交付分割型分割及び租税特別措置法第六十八条の百九の二第二項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第二十四条第一項第三号」と」を加え、同条第三項中「ときは」の下に「、当該旧株の譲渡については」を加え、「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項及び第六十一条の十三第一項」に改める。

第六十八条の百十第一項及び第六十八条の百十一第一項中「配当等」を「規定する配当等」に改める。

第六十九条の三第一項中「国税通則法第十九条第三項に規定する」を削り、同条第二項中「国税通則法第十八条第二項に規定する」を削り、同条第四項第一号中「同法第十七条第二項に規定する」を削り、同条第五項第一号中「。第三項」を「。同項」に改め、「定めるもの（」の下に「特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限る。」を加え、同項第二号中「前号に掲げる小規模宅地等以外の」を「貸付事業用宅地等である」に改め、同条第二項第一号中「以下この項」を「第四号」に改め、同項第三号中「特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等以外の特例対象宅地等（以下この項において「特定特例対象宅地等」という。）」を「貸付事業用宅地等」に改め、同項第四号中「特定特例対象宅地等」を「貸付事業用宅地等」に改め、同条第三項第一号中「当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに、」を削り、「イにおいて」を「イ及び第四号（ロを除く。）において」に、「がいる場合の当該宅地等」を「が相続又は遺贈により取得したもの」に、「ものに」を「部分に」に改め、同号ロ中「親族が当該」を「被相続人の親族が当該」に改め、「死亡の日。」の下に「第四号イを除き、」を加え、同項第二号中「で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに」を「（当該宅地等が二以上ある場合には、政令で定める宅地等に限る。）で」に、「がいる場合の当該宅地等」を「が相続又は遺贈により取得したもの」に、「もの」を「部分」に改め、同項第三号中「相続開始直前」を「相続開始の直前」に、「相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに当該被相続人の親族（財務省令で定める者に限る。）がおり、当該宅地等を取得した当該親族」を「宅地等を相続又は遺贈により取得した当該被相続人の親族（財務省令で定める者に限る。）」に、「当該宅地等を有し」を「有し」に、「場合の当該宅地等」を「もの」に、「もの」を「部分」に改め、同項に次の一号を加える。

四　貸付事業用宅地等　被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものに限る。以下この号において「貸付事業」という。）の用に供されていた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの（特定同族会社事業用宅地等を除き、政令で定める部分に限る。）をいう。

イ　当該親族が、相続開始時から申告期限までの間に当該宅地等に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該貸付事業の用に供していること。

ロ　当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の貸付事業の用に供していること。